

仕 様 書

件 名	診療費自動精算機一式
仕 様	別紙参照
納 入 指 定 場 所	地方独立行政法人玉野医療センターが指定する場所
納 入 期 限	令和8年3月31日
そ の 他	・ 入札時点で製品化されている機器であること。 ・ 本装置のセットアップにあたって、当院の担当者と充分協議を行うこと。 ・ 当院が指定した納入場所に本装置を設置し、運転調整を行うこと。 ・ 本装置の搬入、設置、調整等は当院の指示のもとに実施すること。 ・ 本装置の稼動にあたっては、当院の指示のもとに当職員に関係法令に基づく充分な操作方法等の教育、訓練を行うこと。 ・ 納品時に、関連する規格・性能・取扱説明などに関する日本語版の文書を添付すること。 ・ 故障発生時には、速やかな対応ができる体制であること。 ・ 検収完了日から1年間は無償保証期間とすること。

診療費自動精算機一式	
項目	
1	診療費自動精算機に関し、以下の要件を満たすこと
1 - 1	調達物品名及び構成内訳
1 - 1 - 1	自動精算機本体 2台
1 - 1 - 2	自動精算機稼働管理PC 1台
1 - 1 - 3	壁掛け型会計待受表示用モニタ 1台
1 - 1 - 4	待ち受け表示用端末 1台
2	性能及び機能に関する要件
2 - 1	通信及び接続の条件に関し、以下の要件を満たすこと
2 - 1 - 1	ソフトウェア・サービス社医事会計システムと自動精算機システムをLAN接続（TCP/IPソケットインターフェース）で接続でき、接続仕様はソフトウェア・サービス社医事会計システムと実績のある仕様書に準拠することし、接続に伴う費用は別途調達とする
2 - 1 - 2	自動精算機本体に、診察券（磁気カード・JISⅡ型）の挿入、患者IDバーコードの読取、自動精算機の画面に当該患者の請求金額を表示できること
2 - 1 - 3	収納を制限する情報を医事会計システムより受け取り、その旨の内容を表示できること。また、病院指定金額以上の請求金額が発生した場合、自動精算機側にて収納を制限できること
2 - 1 - 4	自動精算機に診療料金が入金されることにより、医事会計システムの未収情報が入金済み状態になり、領収証に印字される内容が送信できること
2 - 2	自動精算機本体に関し、以下の要件を満たすこと
2 - 2 - 1	偽造紙幣や偽造硬貨の収納を防止できること
2 - 2 - 2	患者ID入りの磁気ストライプカードの読取ができるカードリーダを搭載していること
2 - 2 - 3	患者IDのバーコードが読取れるバーコードリーダを搭載していること
2 - 2 - 4	バーコードリーダは読取用紙を表向きで利用できレーザー光が直接目に触れないこと
2 - 2 - 5	操作補助用として本体左右に手すりがあること
2 - 2 - 6	操作を促す人感センサーを内蔵していること
2 - 2 - 7	防犯ブザーが搭載してあること
2 - 2 - 8	呼び出しボタンを搭載しており、取引中に患者様がボタンを押下することで稼働管理PCに通知されること
2 - 2 - 9	音声での操作ガイダンス機能があること
2 - 2 - 10	音声ガイダンスは、利用者が任意に日本語／英語に切替できること
2 - 2 - 11	操作誘導ランプを有していること
2 - 2 - 12	専用荷物置き台を有していること
2 - 2 - 13	入金確定方法として、以下のどちらでも選択でき、運用後の変更が可能なこと
2 - 2 - 13 - 1	確認ボタン対応：入金額及び釣銭額を目視確認しながら都度入金でき、「確認ボタン」を押すことで入金確定となること
2 - 2 - 13 - 2	オートスタート対応：入金額が請求額以上になると、自動的に入金確定となること
2 - 2 - 14	自動精算機本体の保守は、前面扉対応であること
2 - 2 - 15	名称パネルを有していること
2 - 2 - 16	堅牢性は、日本自動販売機工業会が定めるレベル2に準拠した強度であること
2 - 2 - 17	本体電源の自動ON/OFF機能を有しており、タイマースケジュール設定ができること
2 - 2 - 18	サーマルプリンタが2台同時に搭載でき、領収書と診療明細書の2枚同時発行対応ができること、または領収書・診療明細書の出力を可能とし用紙はサーマルプリンター又はレーザープリンターで出力可能であること。
2 - 2 - 19	操作画面が左右から見えないように、サイドパーテーションがあること
2 - 2 - 20	画面はタッチパネル方式とし15インチ以上の液晶カラーディスプレイであること
2 - 2 - 21	左右側面30度以上の角度からは画面が見えないプライバシー対応モニタであること
2 - 3	金銭処理機能に関し、以下の要件を満たすこと

診療費自動精算機一式	
項目	
2 - 3 - 1	入金処理は、以下の金種以上の取り扱いができること
2 - 3 - 1 - 1	・紙幣 全金種（一万円、五千円、二千円、一千円）
2 - 3 - 1 - 2	・硬貨 全金種（五百円、百円、五十円、十円、五円、一円）
2 - 3 - 2	入金方法は、紙幣20枚以上、硬貨3枚以上の一括混在投入ができること
2 - 3 - 3	出金処理は、以下の金種以上の取り扱いができること
2 - 3 - 3 - 1	・紙幣 全3金種（一万円、五千円、千円）
2 - 3 - 3 - 2	・硬貨 全金種（五百円、百円、五十円、十円、五円、一円）
2 - 3 - 4	出金方法は、紙幣10枚以上、硬貨30枚以上（混合一括出金）ができること
2 - 3 - 5	硬貨収納枚数は、五百円105枚、百円160枚、五十円120枚、十円160枚、五円120枚、一円160枚以上であること
2 - 3 - 6	紙幣収納枚数は、一万円札200枚（二千円札と混在）、五千円札100枚、千円札200枚であること
2 - 3 - 7	金銭回収方法として、病院で任意に全額回収／売上金回収の選択ができること
2 - 4	カード対応機能に関し、以下の要件を満たすこと
2 - 4 - 1	クレジットカード支払いの対応ができること
2 - 4 - 2	クレジットカード決済時、カード情報の非保持化又はPCIDSSに準拠していること
2 - 4 - 3	自動精算機はサーマルプリンタ仕様またはレーザープリンター仕様であること
2 - 4 - 4	クレジットカードのICチップを読み取ることによる決済が可能なこと
2 - 4 - 5	クレジットカード決済は以下の方式より選択可能なこと
2 - 4 - 5 - 1	オートローディング方式であること
2 - 4 - 5 - 2	EMV認証を取得したICカード対応端末、PCI-PTS認証を取得したPINPADを搭載していること。一般社団法人日本クレジット協会が公布している『オートローディング自動精算機のIC対応指針と診療費支払機の本人確認方法について』の代替対策案を基に、ICクレジットカード対応化におけるセキュリティ対策がなされていること。日本クレジット協会が公布している『対面加盟店における非保持化と同等/相当のセキュリティ確保を可能とする措置に関する具体的な技術要件について』の端末に対するセキュリティ対策がなされていること
2 - 4 - 6	一般社団法人日本クレジット協会が公布している「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画-2019-」が定める、外回り（精算機自体では「カード情報」を電磁的情報として『保存』、『処理』、『通過』させない仕組み）また、ICカード決済（EMV）が可能なEMVブランド認定を取得している決済端末であること
2 - 4 - 7	J-Debitカード払いの対応ができること
2 - 4 - 8	クレジットカード、J-Debitカード払い時の入金区分情報を医事会計システムに送信できること
2 - 4 - 9	支払い方法の選択操作はカード払い時のみ発生すること（現金払いの場合は特別な操作が無いこと）
2 - 4 - 10	クレジットカード払いの時、利用者が任意に1回払い/分割払い/リボ払いの選択ができること
2 - 4 - 11	精算機本体が複数台の場合でも、決済センターへの接続回線は1本で対応できること
2 - 4 - 12	カード利用明細書は、領収書用紙に含めての印字もしくは、専用プリンタでの印字から選択可能なこと
2 - 4 - 13	クレジットカード決済の取消が可能なこと。
2 - 5	画面表示機能に関し、以下の要件を満たすこと
2 - 5 - 1	患者ID、患者氏名、入院・外来区分、受診年月日、診療科名、請求額（受診日、受診科毎）、請求額合計、投入額、釣銭額が画面に表示できること
2 - 5 - 2	外字が含まれた患者氏名の表示ができ、未登録外字の場合はカナ氏名に自動変換できること
2 - 5 - 3	請求項目の表示有無を、利用者が任意で切替が可能なこと
2 - 6	領収書及び診療明細書印刷機能に関し、以下の要件を満たすこと
2 - 6 - 1	病院指定の領収項目／レイアウトに対応でき印刷ができること、または病院指定の領収書項目／レイアウトは窓口にて出力しているレイアウトに合わせる

診療費自動精算機一式	
項目	
2 - 6 - 2	紙以外の消耗品が発生しないサーマルプリンターが利用できること、またはサーマルロール紙又はレーザープリンター用トナーが利用できること
2 - 6 - 3	ミシン目入りの領収書用紙が使用できること
2 - 6 - 4	フォントはANK、漢字JIS第1第2第3第4水準、またはANK、漢字JIS第1第2水準とすること
2 - 6 - 5	外字が含まれた患者氏名の印字ができ、未登録外字の場合はカナ氏名に自動変換できること
2 - 6 - 6	領収書再発行機能を有すること。
2 - 7	精算機稼働管理PCに関し、以下の要件を満たすこと
2 - 7 - 1	以下の遠隔指示機能を有すること
2 - 7 - 1 - 1	電源のON、OFFの指示（朝夕の電源ON、OFFはタイマーによる起動可とする）
2 - 7 - 2	釣銭切れや領収書用紙切れの事前警告機能により、機器停止を未然に防ぐ機能があること
2 - 7 - 3	金銭補充、抜取等の操作履歴管理ができること
2 - 7 - 4	以下の帳票出力機能を有すること また、CSV形式でファイル保存できること
2 - 7 - 4 - 1	日計表（号機毎、合計／初期設定額、補充金額、取引金額、現金有高が金種別集計されたもの）
2 - 7 - 4 - 2	処理単位、領収書単位の利用明細表（号機毎、合計／患者ID、取引時間、入出金額が印字されたもの）
2 - 7 - 4 - 3	入院・外来別売上表（号機毎、合計）
2 - 8	拡張性に関し、以下の要件を満たすこと
2 - 8 - 1	領収書、診療明細書発行以外の機能として、80mm（±5mm）幅のサーマルプリンタを搭載し以下の用紙の出力が可能なこと。
2 - 8 - 1 - 1	クレジットカード利用明細書の発行
2 - 8 - 1 - 2	「装填前在高」「装填した金額」「装填後在高」の発行
2 - 9	壁掛け型会計待受表示用モニタに関し、以下の要件を満たすこと
2 - 9 - 1	50型液晶ディスプレイ（SHARP製 PN-M502 またはこれと同等なもの）であること
2 - 9 - 2	壁掛け金具（ハヤミ工産製 MH-653B またはこれと同等なもの）が装着されていること
2 - 9 - 3	機器収納金具（日本HP製 t550 Thin Client用壁面取付金具6KD15AA）またはこれと同等なもの）が付属されていること
2 - 9 - 4	HDMI変換ケーブル（2m）が付属されていること
2 - 9 - 5	病院が指定する場所へ設置できること
2 - 9 - 6	電子カルテ(医事会計システム)との接続に伴う接続先の費用は別途契約とする
2 - 10	待ち受け表示用端末に関し、以下の要件を満たすこと
2 - 10 - 1	HP Pro t550 Thin Client J6412/8/F64/W21/Wまたはこれと同等なものであること
2 - 10 - 2	会計表示システムを動作させる為の管理端末（1台）を準備すること
2 - 10 - 3	アンチウィルスソフト（2031年までの7年分）を含むこと
3 - 1	自動精算機にかかる、性能及び機能以外の要件に関し、以下の要件を満たすこと
3 - 1 - 1	障害があった場合のコールセンターは1箇所であること
3 - 1 - 2	電源はAC100Vで使用できること
3 - 1 - 3	1年間を無償保守期間とし、5年間以上は修理対応保証ができること（既存機器は除く）
3 - 1 - 4	無償保守期間終了後の保守対応は、別途契約とする